

「働き方改革に関する説明会」のご案内

『働き方改革』に取り組む事業主の皆さまを支援します。



例えば、以下のようなお悩みをもつ事業主の方！

「働き方改革」って何をどう取り組めば良いのかわからない。

労働基準法が改正されたって聞いたけど、何がどう変わったの？

「有給の取得義務化」ってニュースでみたけど、うちの会社は関係あるの？

大町労働基準監督署・安曇野市商工会
が主催する説明会で疑問を解消しませんか

説明会の日時場所

日時 令和元年6月10日（月）PM2:00～4:00

場所 安曇野市役所 本庁舎 4階大会議室

ご存知
ですか！?

2019年より順次、改正法が適用されます！

1 時間外労働の
上限規制

月45時間
年360時間 **原則**

2019年4月1日より施行
* 中小企業は2020年4月1日より施行

2 年次有給休暇の
時季指定

毎年5日

確実に取得

2019年4月1日より施行

3 同一労働
同一賃金

正規と非正規の不合理な
待遇差を禁止

2020年4月1日より施行
* 中小企業のパートタイム労働者・有期雇用労働者については2021年4月1日より適用

「働き方改革に関する説明会」申込書
申込期限：6/3（月）

FAX 72-8491宛送信

事業所名		所在地	
電話番号	—	FAX番号	—
受講者名		受講者名	